

No.	質問事項	回答	補足
1	4月以降の工事着工物件（2階建）について、		
	1. 構造関係で在来工法は、壁量計算、四分割法、柱頭、柱脚金物、柱の小径等の確認事項がありますが、枠組み壁工法（2×4）は、壁量計算と他何かありますでしょうか？	枠組壁工法（2×4）については、H13告示1540号の仕様基準を確認してください。壁量計算以外にも耐力壁線間距離≦12m、耐力壁線で囲まれた面積≦40㎡などの基準があります。	H13告示1540号 第1：階数、第2：材料、第3：土台、第4：床板、第5：壁等、第6：根太等の横架材、第7：小屋組等、第8：防腐措置～第12までの基準
	2. 布基礎の縦筋（上端部分）でフックは、必要でしょうか？	施行令第38条第3項（H12告示1347号第1第4項）により、緊結する必要があるため、フック又は第三者認証を受けたスポット溶接が必要になります。	法令・告示では「緊結すること」が規定されています。 緊結に係る具体的な仕様は、技術資料等を参考にしてください。
3. 完了検査で提出する工事写真は、今までの（5～6枚）程度で良いのかどうか？	2階建ての住宅は、法改正により法6条1項の二号建築物になり、特例の対象から除外されます。従って、法第7条の5検査特例物件の完了検査申請時の工事写真は不要になります。	法第7条の5による検査特例物件は、引き続き、小屋組・耐力壁・基礎の配筋に係る写真が必要です。法改正により、特例の対象は法第6条第1項の三号建築物（階数1で床面積200㎡以下）になります。	
2	確認ですが、省エネ基準適合は義務付けられるが、省エネ適判手続き対象外について、「構造に関わらず、延べ面積200㎡以下の木造平建て」はよろしいですね。 ※国土交通省のオンライン講座では、「延べ面積200㎡以下の木造平建て」は対象外との説明でしたので、気になりました。	貴見のとおりです。 ただし、特例物件のみの取扱いですので、建築士以外の者が設計・工事監理をする物件は、特例対象とならず省エネに係る図書や省エネ適判の手続きも必要になります。	特例物件については、建築士が自ら審査・検査をすることで確認・検査から除外されています。 特例物件は建築主事や指定機関の審査・検査がありませんので、省エネに係る設計図書の添付も省エネ適判の手続きも不要になります。
3	木造で軒高9mを超えると構造適判だと思いましたが、4月以降は構造適判の範囲も変わるのでしょうか	法改正で法第20条が改正となり、第二号の「軒高9m超え」が削除され、「地階を除く階数4以上又は高さ16m超え」になります。 この改正に伴い、構造計算ルート2以上に必要な構造適判の規模が引き上げられます。木造で軒高9m超えでも構造計算ルート1であれば、構造適判が不要になります。（講習会資料の建築基準法第20条の頁をご覧ください。）	法第20条第1項 第一号 60m超え 大臣認定 第二号 60m以下 保有水平耐力計算（ルート3）、 許容応力度等計算（ルート2） 第三号 60m以下 許容応力度計算（ルート1） 第四号 第一号～第三号以外 構造計算不要
4	都市計画区域外の既存建築物（確認済証・検査済証はない）を一体増築しようとするとき、既存不適格になるのでしょうか。既存の検査済省が無い場合、確認サービスさんは申請を受諾していただけますでしょうか	既存イコール既存不適格になるとは限りません。 なお、確認サービスでは原則として検査済証を必要としております。	既存不適格については、弊社ホームページからオンデマンドKSゼミナール講座「既存不適格って何？」をご視聴ください。
5	増改築部分のみ省エネ基準適合義務があるとのことですが、例えば6帖と6帖の間の壁や柱を取り払って12帖とする場合、改築部分とは平面的に壁厚12cm×長さの面積なのか、12帖=19.87㎡となるのでしょうか。省エネ義務が課される増改築部分はどこをどう求積するのか教えてください。	一部の壁や柱を撤去するだけでは、改築になりません。 ご質問のケースは、改修又は小規模な修繕・模様替と思われます。 改築は建築物の一部を除却し、同じ用途・構造・規模で再築した場合のことをいいます。	省エネ基準適合義務があるのは、新築、増築、改築の場合です。 移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合には、省エネ基準適合義務はありません。
	増改築部分が建物の過半を超え、大規模な模様替えの確認申請が必要となる時でも外壁は改築しないのなら、外皮は増改築部分でないとするなら、どう計算するのでしょうか？	増改築の場合は、増改築部分のみが省エネ基準適合義務になります。	修繕・模様替は規模に関わらず（確認申請の有無に関わらず）省エネ基準適合義務がありません。
6	講習会の企画運営ご苦勞様でした。ありがとうございます。 講習会は省エネ法の設計に必要な実務・設計方法を期待しておりましたが、主に手続きについての流れ等だけになってしまったのは残念です。 最も多い木造住宅等を例に、省エネ法適合の設計方法の講習を期待します。		